

E. 結論

地域高齢者における「介助犬」使用の前提条件は認知機能、視聴力において著明な低下を認めず、「犬」飼育歴があることと考えた。その場合、潜在的ニーズは IADL 障害(0.50%)及び外出(0.82%)介助を主な目的としていることが示唆された。

図1. 地域高齢者における介助犬導入の条件

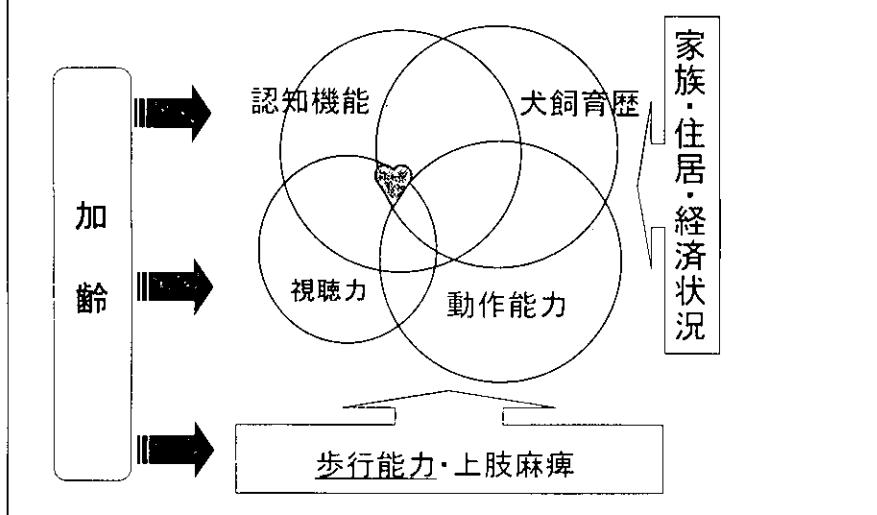


表1. 調査の実施状況

実	全項目実施	899(74.1%)
施	一部未実施	103(8.5%)
	拒否	63(5.2%)
実	入院・入所中	59(4.9%)
施	長期不在	15(1.2%)
不	死亡	4(0.3%)
能	短期不在・留守	23(1.9%)
	その他	47(3.9%)

図2. 健常群、軽度低下群及び、重度低下群の定義

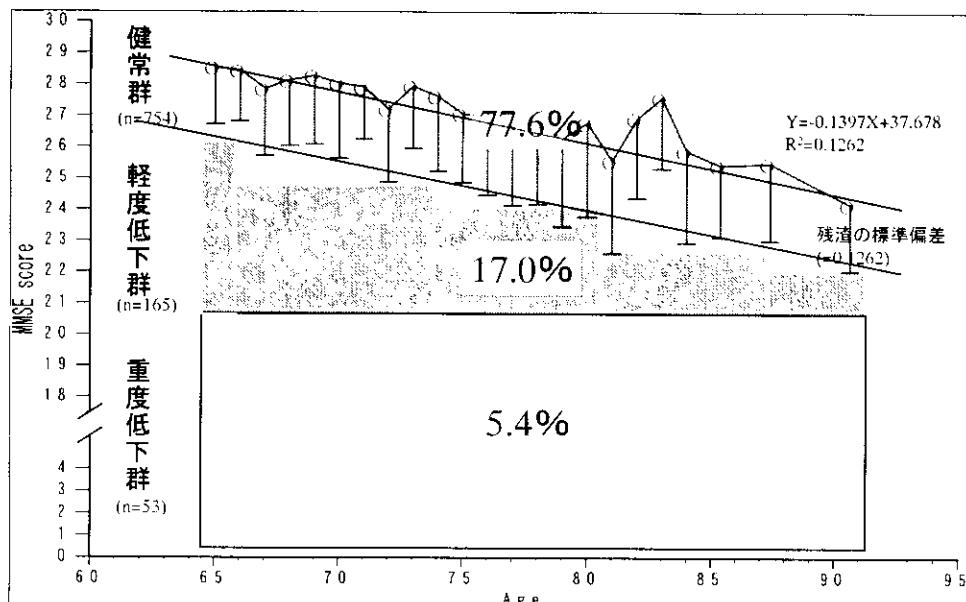


図3. 年齢階級別にみた犬の飼育状況

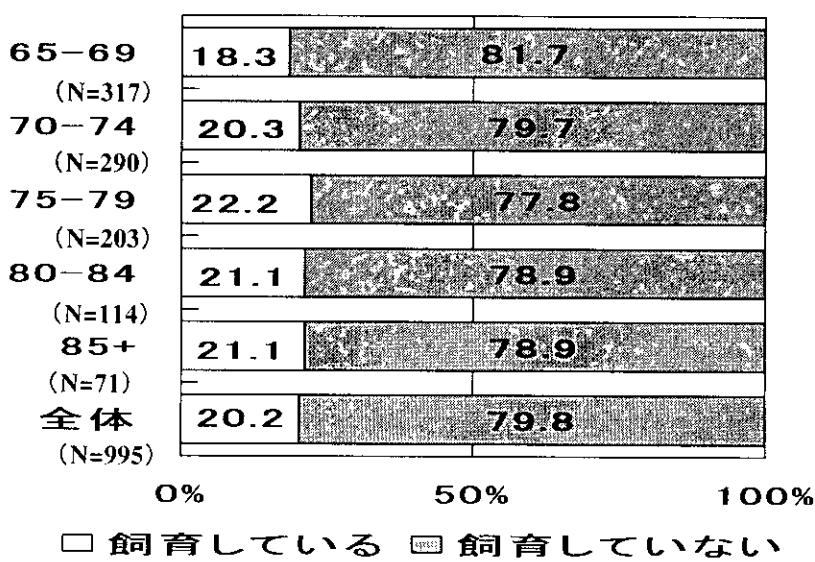


図4. 年齢階級別にみた視聴力の状況

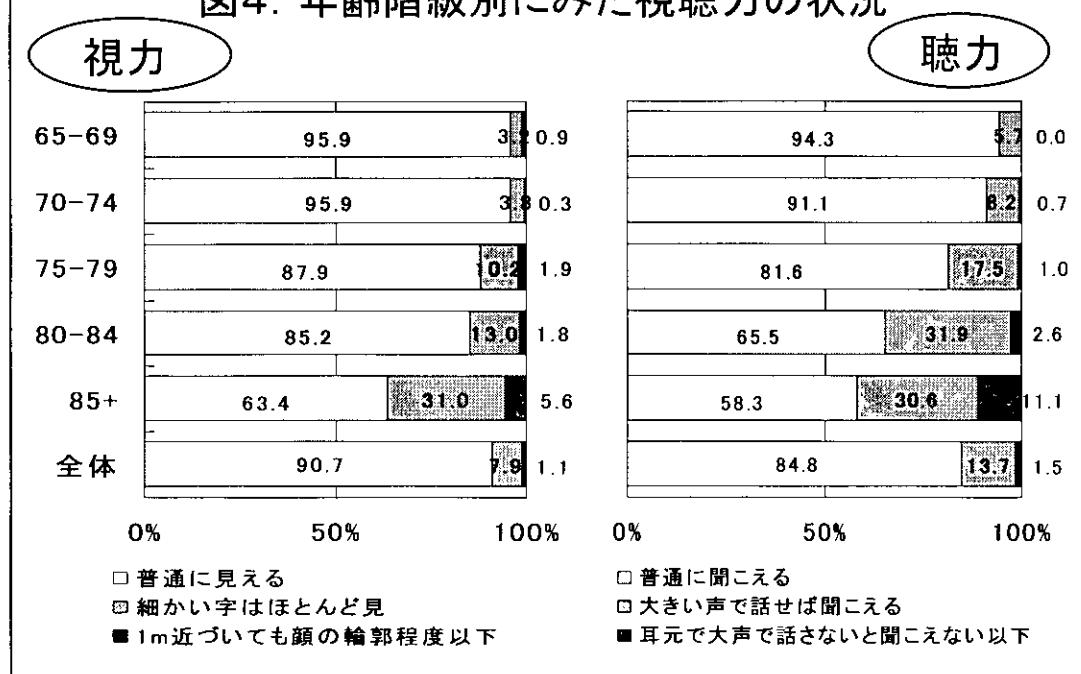


図5. 地域高齢者における総合的移動能力

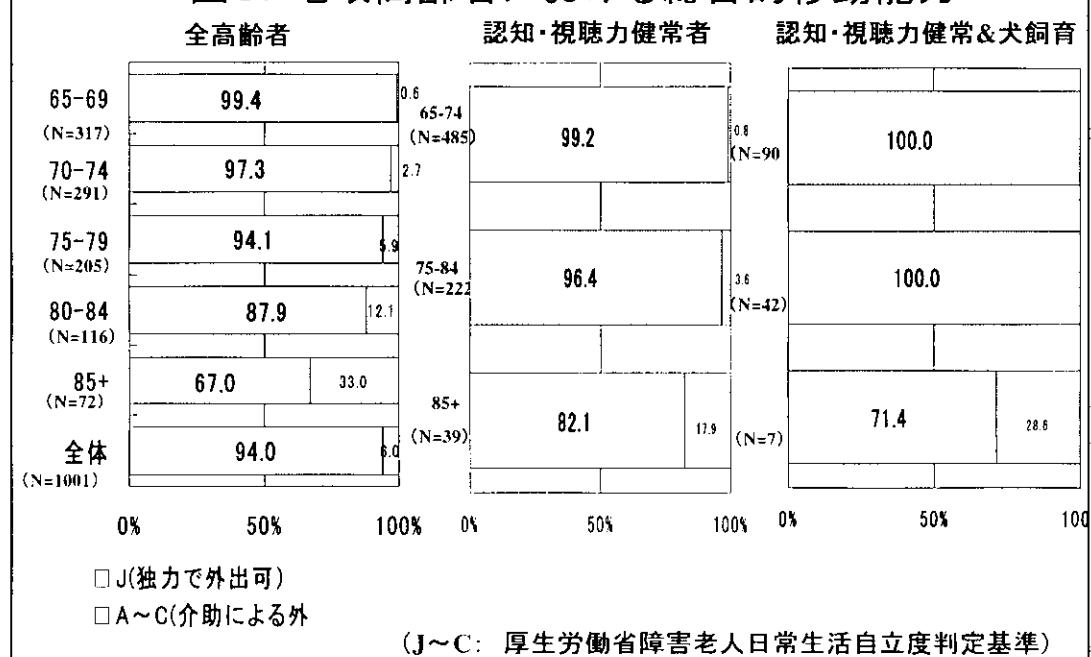


図6. 地域高齢者における基本的自立能力(BADL)

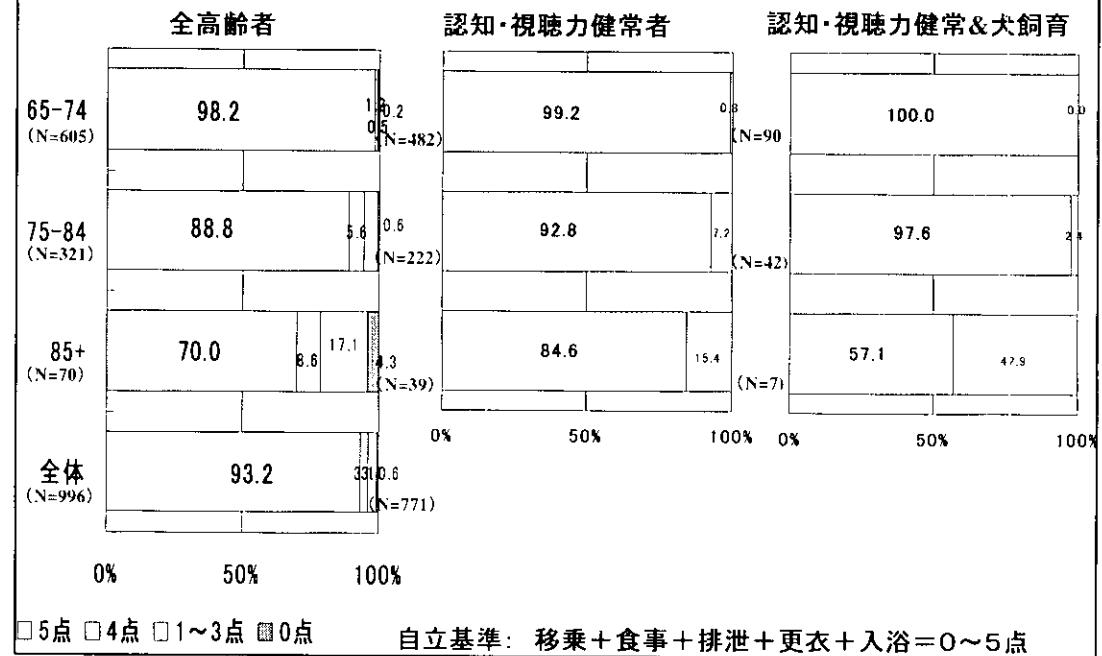


図7. 地域高齢者における手段的自立能力(IADL)

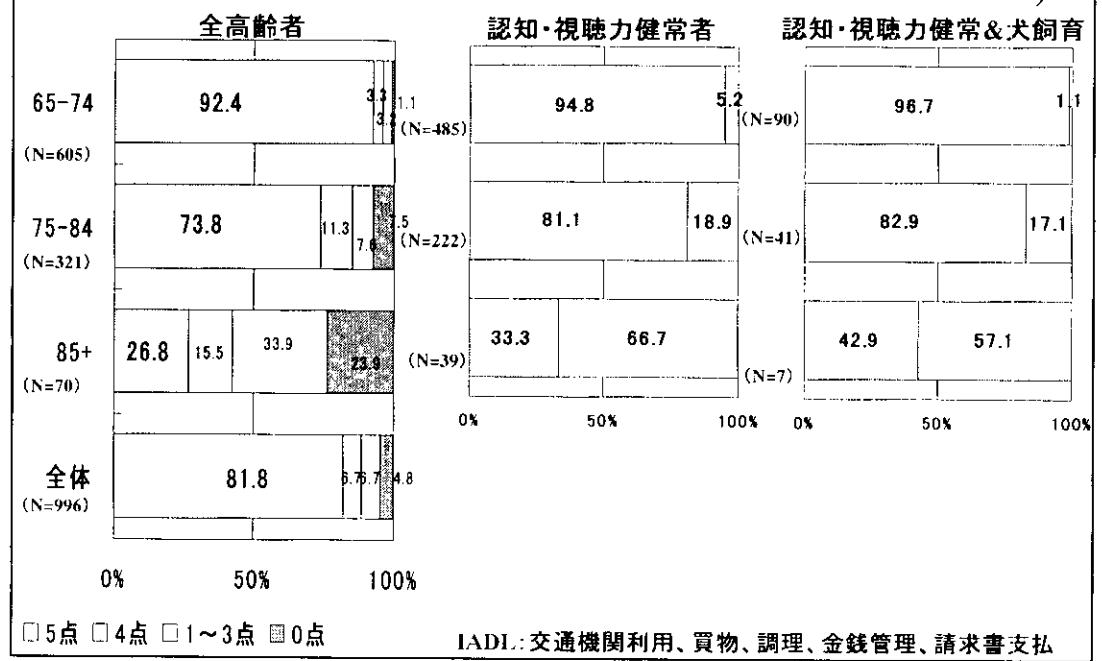
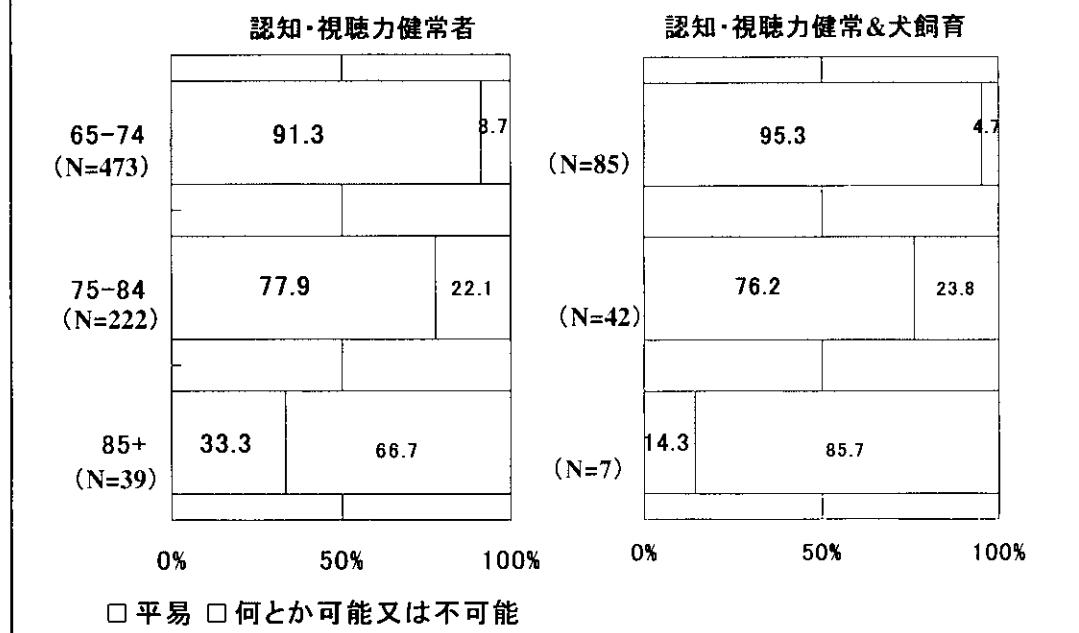


図8. 認知機能健常者における歩行能力(1km連続歩行)



盲導犬貸与事業実態調査報告：介助犬貸与事業に求められるもの

高柳泰世

愛知視覚障害者援護促進協議会・本郷眼科

研究要旨

盲導犬は道路交通法によって、視覚障害者の歩行手段として公的に認知されている。しかし、視覚障害者が盲導犬に関する情報を得る方法は容易ではなく、視覚障害手帳取得に際しても、社会参加の基本である歩行についての自治体からの情報は白杖のみに留まっている。身近な愛知県・名古屋市においても盲導犬に関する要項について不明であったので、47都道府県12政令指定都市に於ける盲導犬貸与事業に関する要項を取り寄せ、その事業の実態を調査し、介助犬貸与事業に求められるものを模索した。47都道府県及び12政令指定都市で47の回答があり回答率は80%であった。介助犬育成事業の内国家公安委員会の指定を受けている団体は9団体で、指定のない団体が7団体あり、内一団体のみを指定している県市は38県市81%であった。盲導犬育成頭数は不明が5県であったが、4年間で281頭であった。平均助成額は1頭当たり178万円で、1頭当たりの額は46万から260万であった。盲導犬要項に関する回答は29県市で49.1%であり、対象者の資格は18才以上で就労者であった。

盲導犬事業の対象者には自治体間の差違が認められなかったものの、助成額、助成を対象とする指定団体の数や指定方法は自治体間により大きな違いがあることが分かった。事業のあり方を考える上では当事者の利用状況、どのような事業が利用しやすいのかなどの実態調査と併せて定期的な調査が必要であると考えられる。

A.調査目的

日本において盲導犬が最初に紹介されたのは1938年であり、その19年後1957年に盲導犬第一号チャンピーが誕生した。1960年に盲導犬とその使用についての道路交通法が公布され、1992年に盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則が出来た。国家公安委員会指定の盲導犬訓練を目的とした団体は9団体であるが、12政令指定都市47都道府県は盲導犬貸与に関してそれぞれの要項を持って県民・市民の盲導犬希望者に対応しているので、その実態を調査することを目的とした。

B.調査方法

2001年現在、国家公安委員会の指定を受けている盲導犬の訓練を目的とする法人は財団法人の北海道盲導犬協会、栃木盲導犬センター、日本盲導犬協会、アイメイト協会、中部盲導犬協会、関西盲導犬協会、福岡盲導犬協会、兵庫県盲導犬協会及び、ただ一つ社会福祉法人の日本ライトハウスの9ヶ所であるが、自治体がそれぞれ委託している。公安委員会の指定を受けていないところは徳島の盲導犬を育てる会、大分盲導犬協会、三重県視覚障害の会、鳥取県視覚障害者福祉協会、広島県障害社会参加センター、富山県視覚障害者協会の7団体である。この団体は盲導犬を育成することは出来ないが、県からの委託を受けて仲介の形を取っている。

対象は47都道府県及び12政令指定都市健康福祉部である。民生部障害福祉課とか福祉健康障害福祉部など名称がまちまちで複雑であったが、昨年11月にアンケート用紙を送付し、1月末まで待って集計した。

アンケート内容は、アンケートの目的として愛知視覚障害者援護促進協議会の主事業の一つである、歩行については、白杖による単独歩行が基本ではあるが、盲導犬使用者から「風を切って歩く」との感想があり、盲導犬との出会いから盲導犬貸与までの実態を調査したい旨を説明して、平成10, 11, 12, 13年度まで4年間の盲導犬貸与件数、助成額、その他の助成事業などについて尋ねた。

C.調査結果

日本に於ける盲導犬の実働数は2001年3月末現在の、日本盲人社会福祉施設協議会盲導犬委員会調べによると、875頭である。

<u>北海道</u>	64	<u>石川</u>	27	岡山	14	青森	4	福井	5	<u>広島</u>	30
岩手	9	山梨	14	山口	11	宮城	10	<u>長野</u>	27	徳島	7
<u>秋田</u>	16	岐阜	10	香川	6	福島	8	<u>愛知</u>	38	高知	7
<u>茨城</u>	18	三重	9	<u>福岡</u>	20	栃木	15	滋賀	6	佐賀	10
群馬	7	<u>京都</u>	20	長崎	10	<u>東京</u>	70	奈良	9	宮崎	13
<u>神奈川</u>	41	和歌山	8	<u>鹿児島</u>	20	<u>新潟</u>	18	鳥取	5	沖縄	6
富山	12	島根	6	<u>合計</u> 875							

16頭以上を斜体のアンダーラインで示したが、東京、北海道、大阪、兵庫、愛知の順になっている。このうち愛知県の38頭のうちわけは、県下が23頭、名古屋市が15頭であった。

これらのうち、1頭の盲導犬を夫婦、親子で共用している事例が17ユニットあり、海外にも韓国に2頭、台湾1頭、アメリカ1頭がいるとのことである。

アンケート提出都市は47都道府県及び12政令指定都市の計59で、返書が届いたのは47で80%の回答率であった。封筒に差出人の記名がなかったのが25県市であった。

1) 指定団体について

国家公安委員会の指定を受けている盲導犬の訓練を目的とする法人

- ・北海道盲導犬協会(財団法人) 　・栃木盲導犬センター(財団法人)
- ・日本盲導犬協会(財団法人) 　・アイメイト協会(財団法人)
- ・中部盲導犬協会(財団法人) 　・日本ライトハウス(社会福祉法人)
- ・関西盲導犬協会(財団法人) 　・福岡盲導犬協会(財団法人)
- ・兵庫県盲導犬協会(財団法人)

以上9団体であった。

自治体が委託している他の団体

- ・徳島の盲導犬を育てる会 　・大分盲導犬協会
- ・三重県視覚障害の会 　・鳥取県視覚障害者福祉協会
- ・島根県視覚障害者福祉協会 　・広島県障害社会参加センター
- ・富山県視覚障害者協会

以上、7団体が育成は出来ないが自治体が委託している団体であった。

一団体を指定している県及び市は38県市で81%だった。複数団体を指定している県市もあり、長野県のように8団体に依頼している県もあった。

2) 助成額について

平成11年から13年までの4年間に助成された盲導犬頭数は不明の所が5県あり、明記されていたところの総計をみると281頭で、1頭あたりの平均助成額は178万円となっていた。

1頭当たりの助成額は少ないところは愛知県の中部盲導犬協会に対する45万円であるが、同じ中部盲導犬協会に、名古屋市としては1頭当たり100万円の予算を立てているとのことで、この4年間の1頭当たりの助成額は161万円となっていた。愛知県は予算が決まっているので、頭数が多くなると1頭当たりの額が減る仕組みになっていたことであった。

1頭当たりの助成額が多いところは大分県の260万円であった。

名古屋市の例では、1頭当たり100万円、2頭では200万円の助成をし、更に飼料

代として月々6,000円で、年1頭当たり72,000円が計上されているとのことであった。今年は14頭分で、所得が月156,000円以下の人々にのみ飼育費を助成しているので、ケースにより異なるとのことであった。

3) 団体別飼育数について

平成10・13年までに依頼された育成団体について

アイメイト 19頭、 日本ライトハウス 9頭、

日本盲導犬協会 7頭、 北海道盲導犬協会 6頭、

福岡盲導犬協会 5頭、 栃木盲導犬センター 5頭、

関西盲導犬協会 4頭、 中部盲導犬協会 3頭

鳥取県視覚障害者福祉協会 1頭、 広島県障害者社会参加センター 1頭

富山県視覚障害者協会 1頭 大分県盲導犬協会 4頭

各盲導犬育成団体が依頼されている県市の数は上記のごとく、アイメイトが19、日本ライトハウスが9、日本盲導犬協会が7、北海道盲導犬協会が6、福岡盲導犬協会と栃木盲導犬協会が共に5、関西盲導犬協会が4、中部盲導犬協会が3、後は一つの県或いは市からの依頼になっていた。

4) 盲導犬給付(貸与)要項について

(1) 要項をお送りいただいた県・市は22で、全ての県・政令指定都市に要項の有無は認めなかった。

(2) 盲導犬に関する要項は29県市から送付され、49.1%であった。

(3) 要項の中の事業名については盲導犬給付事業が13、育成事業が11、貸与事業が2であった。

(4) 指定団体を決めていない県・市は6で他は指定団体があった。

(5) 目的としては、重度視覚障害者に盲導犬を給付し、その行動範囲を拡大することによって、重度障害者への参加を促進することを目的とする。

(6) 対象者は県内に居住する満18歳以上の在宅の視覚障害者で、障害の程度は1級の視覚障害、盲導犬を適切に利用し、飼育できることとなっている。1県だけ年齢上限が60才以下としてあった。

(7) 資格要件としては社会活動への参加に効果があると認められるもの、就労しているもの、所得額が396万円以下としてある県、150万円以下としてある市があった。

(8)(申請)、(調査)、(給付候補者の選考)などが決められ、(給付条件)として、盲導犬を虐待、あるいは放置しない、給食、売却・貸与不可、糞便の処置など当然の条件が記載されている。

(9)費用の負担については、歩行訓練指導を受けるために要する費用すなわち共同訓練中の食費、および、貸与後の飼育費、盲導犬の健康管理費など一切を負担というのが 19 県・市で、貸与後の飼育費用のみ負担が4であった。共同訓練中の宿舎は無料、寝具代、食費などではほぼ 4 週間3万円くらいとのことである。

(10)(給付決定の取り消し等)、(盲導犬の返還)などについて記されていた。

D.考察

盲導犬に関するアンケート調査により、日本の各自治体の80%もが関わっていることを心強く思った。事業名について、県・市として給付、育成、貸与、貸付などがあつたが、育成は育成団体のみが出来るのであるから、県・市としては貸与ではないかと考える。

盲導犬助成事業の指定団体については、対象団体が、盲導犬訓練事業を行う団体として国家公安委員会の指定を受けている団体が全国に9つしかなく、これらの団体以外の県の認可法人や盲導犬啓発団体が自治体の指定を受けていることが明らかになった。遠方にある国家公安委員会指定団体を唯一の指定団体としている自治体も多く、障害者にとっては利便性が低いことが予想される。複数の団体を指定している自治体もあることから、障害者が種々な方法により、よりよい団体を選択することができるよう、指定の方法については、今後も実態調査を踏まえて検討される必要があると考えられた。

助成額については自治体により差があり、その額は1頭当たり45万から260万円と幅が大きい。これもより、障害者の需要に応じたサービスに対応するためには定期的な調査が必要と考えられた。

よりよい品種を交配して、パピーウオーカーから育成するのには1頭数百万円するとも云われている。輸入でも高価になり、実質20%の成功率と聞くので、育成側では安価な方法を模索する必要がある、と共に助成する側もこのような実状にあった助成を行う体制が必要なのではないかと考える。

対象者については盲導犬の絶対数が足りない状況では就労者が優先と考えられるが、この対象者についての自治体間の差がなかったのは一考に値する。

盲導犬については既に 40 年の歴史があり、一般市民も盲導犬を認知しているのは大変な進歩であり、関係者の努力が伺われる。しかし視覚障害者が人生のパートナーとして盲導犬を使用するにあたっては、事業のたゆまない日進月歩が必要であり、そのためには貸与した自治体の長期的なきめ細かい関与が更に必要と思われる。

一度貸与された盲導犬が、年月が過ぎると、しつけの面でも、盲導犬としての働きの面でも変わってくるのではないかと思われる。2年おきとか3年おきに、再評価をするとか再教育をする必要があるのではないかと考えられるが、貸与後の再教育等への助成について唱っている自治体は皆無であった。また盲導犬の飼育にかかる費用についての助成を行っている自治体も少なく、さらに盲導犬のシンボルであるハーネスについての助成、定期的な交換の助成が皆無であったのは、利用者のニーズを把握していないことが示唆される。

盲導犬訓練施設には使用者からの声を聞く機会を設けているが、これに留まらず、助成を行っている自治体が実態を把握し、事業の改善を図る一助とするために貸与した自治体に要望するのがよりよい場合もあると考えられる。

E.結論

緊縮財政の今日、如何に有効に盲導犬を飼育し視覚障害者の手に渡し、日常視覚補助具の一つとして使用し、障害者の社会貢献を促すかを検討する上で盲導犬事業を参考とした。盲導犬は視覚障害というほぼ同一の障害で、手に渡すまでは一様の訓練で済むので、後は合同訓練を考えればよいが、介助犬に関しては障害が多様であり、また視覚障害者には少ない、進行性の疾患、合併症を持つ障害者が多いことから、同様の事業と位置づけることには問題があると考えられる。盲導犬に対する助成事業においても指定団体の差違、飼育費や継続教育についての助成の不足や欠如、ハーネスについての助成の欠如など、利用者の側に立ったきめ細かな助成事業が行われていないことが明らかとなった。介助犬においては、障害の多様性から、盲導犬よりもさらにきめ細かな対応が必要であることから、利用者のニーズを十分反映させ、有効な助成事業とするためには定期的な実態調査を行うことが必要である。

介助犬の候補としての家庭飼育犬および不用犬における 人獣共通寄生虫の疫学調査

赤尾信明・江上三喜子・高柳友子・藤田紘一郎
東京医科歯科大学大学院国際環境寄生虫病学分野

研究趣旨

障害者の社会参加の促進を目的とした介助犬が公衆衛生学的に問題となることのないためには、人獣共通感染症への罹患状況の実態調査が必要である。人畜共通感染症の立場から腸管ならびに血液寄生原虫の保有状況を検討した。その結果、定期的な検査や駆虫が行われていないイヌでは人獣共通寄生虫に感染している割合が高く、介助犬使用者の社会参加を進めるうえで、定期的な検査と治療体制の整備が必要と考えられる。

A. 研究目的

障害者の自助具としての介助犬が障害者の社会参加を可能ならしめるためには、介助犬が健康であるとともに、介助犬が原因でヒトへの感染が起こらないことが必要である。今後介助犬の数的拡大が求められている現状で、その候補となるイヌをどこに求め、どのような健康管理を課すかが最大の懸案として提起されている。

犬から感染する疾病、いわゆる人獣共通感染症についてはWHOの分類によれば70種類以上にも分類されている。その中にはヒトを死に至らしめるものも含まれている。今回、我々はイヌから感染する可能性のある寄生虫について、介助犬の候補犬として期待されている家庭で不用となったイヌと家庭飼育犬を対象に、腸管内寄生虫と血液内寄生虫の感染状況について調査を行った。

B. 調査方法

1. 検査対象

愛知県安城市内の開業獣医医院を訪れた家庭飼育犬50頭および広島県豊田郡の広島県動物愛護センターに搬入された家庭で飼育されていた不用犬15頭と野良犬35頭を対象とした。検体容器をあらかじめ送付し、検体採取後、

冷蔵保存した状態で返送を依頼した。検体は平成13年12月14日から17日までに採取された。

検査対象犬の年齢は外貌から判断し、1歳以上と1歳未満に区別した。それぞれの群の年齢分布、性別は、家庭飼育犬（愛知県）1歳以上（雄10頭、雌30頭）、1歳未満（雄5頭、4頭）。1歳以上（雄12頭、雌13頭）、1歳未満（雄11頭、雌14頭）である。

2. 検査方法

糞便は直腸から直接採便した。また、血液は凝固防止剤添加採血管に血液4.5mlを入れ、直ちに転倒混和した。糞便、血液とも採取後3回内に検査を実施した。

検査は以下の方法により行った。

- (1) 糞便検査：ホルマリン・エーテル法後の沈渣にヨード染色を施し、消化管寄生蠕虫類および原虫囊子の有無を検査した。また、沈渣の一部を用いて初等浮遊法を行い、クリプトスピリジウムオーシストの検査を行った。またこの検査と同時に沈渣の塗抹標本を作製し、Kynoun 抗酸染色後にオーシストの確認を行った。
- (2) 血液検査：血液薄層塗抹標本を作製しバベシア原虫の有無を検査した。またのこりの血液2~3mlを用いて、ヌクレオポア法による血中ミクロフィラリア集虫法を行いイヌ糸状虫感染の有無を検査した。

C. 調査結果

1. 糞便検査結果

ホルマリン・エーテル法によって検出された蠕虫卵を表1にまとめた。家庭飼育犬50頭からはイヌ小回虫卵が1頭の犬から検出されたのみであった。一方、不用犬からは多くの種類の寄生虫卵が検出された。中でも、イヌ回虫卵は34%の糞便に認められ、その多くが幼虫包藏卵にまで発育していた。また、重複感染は26%のイヌに認めら、1頭で4種類の寄生虫に感染している個体もみられた。

表1 粪便検査で確認できた消化管寄生蠕虫類

家庭飼育犬（50頭）		不用犬（50頭）	
イヌ小回虫	1	イヌ回虫	17
		鉤虫	3
		鞭虫	10
		マンソン裂頭条虫	12
		浅田棘口吸虫	2
陰性	49	陰性	21

2. 粪便内原虫囊子およびオーシスト検査

今回の検査では、家庭飼育犬、不用犬いずれの糞便内からもいかなる原虫の囊子やオーシストも見いだすことはできなかった。

3. 血液検査結果

（1）イヌ糸状虫ミクロフィラリア検査

50頭のうち2頭の血液採取量が少なかつたため、48頭について検査を実施した。ヌクレオポア法によるイヌ糸状虫ミクロフィラリアの検査では、不用犬48頭のうち23頭からミクロフィラリアを検出した。1歳未満と1歳以上でミクロフィラリア陽性犬と陰性犬との間には統計学的に有意な差を認めなかつた（ χ^2 検定、 $p=0.762$ ）。

（2）血液薄層塗抹標本

今回は、バベシア感染の有無を調査するために薄層塗抹標本を作製し、血液内原虫の有無を検査した。広島県動物愛護センターに搬入された50頭のイヌの血液中にはバベシア原虫を認めなかつた。

D. 考察

イヌを原因とする人獣共通寄生虫を表2にあげた。これらはいずれも国内での感染が報告されているものであり、ヒトへの感染がつねに起こりうる寄生虫である。この中にはイヌから直接感染するものだけでなく、イヌに寄生する外部寄生虫が原因となる瓜実条虫や外部寄生虫そのもの（ネコノミ）による皮膚炎も報告されている。いずれも使用者自身だけでなく周囲のヒトにも感染が送りうる寄生虫である点に注意しなければならない。たとえば、イヌ回虫幼虫症は網膜内に寄生する眼トキソカラ症の報告は年間200例以上にのぼっている。

またこの幼虫による皮膚炎も最近報告されている。

今回の調査から以下のことが明らかになった。(1) 健康管理に十分注意して飼育されている犬からはヒトに感染するおそれのある寄生虫症が伝播する可能性は低い。(2) 健康管理の行き届いていない犬には多くの寄生虫が感染しており、その中にはヒトに感染する種類もみられた。

表2 イヌを原因とする寄生虫疾患

イヌ回虫	失明・肺炎・肝障害
鉤虫	皮膚爬行疹
糞線虫	下痢・削瘦
鞭虫	下痢
包虫	肝腫瘍
瓜実条虫	消化器症状
ランブル鞭毛虫	下痢・削瘦
クリプトスピリジウム	下痢
ネコノミ	皮膚炎

E. 結論

今後、介助犬の需要はますます増加していくことが予想されるが、その介助犬の候補犬を安定的に供給するシステムは未だ確立されていない。その一つとして各地の動物愛護センターに搬入してきた不用犬の中から候補犬を供給する試みが始まられている。このようなイヌを介助犬の候補として利用することは候補犬の安定供給という面から不可避なことと考えられるが、今回の調査から明らかなように、これらのイヌのなかには人獣共通寄生虫に感染していることがあることを念頭に、トレーニング開始前の検査と介助犬となってからの定期的な検査は欠くことができないと考えられる。

今回は、内部寄生虫のみを対象に検査を行ったが、今後は、今回実施した検査項目に加え、外部寄生虫や口腔内細菌、被毛の真菌類、尿中のレプトスピラなどについても定期的に検査できるシステムを確立しておくことが、介助犬使用者の社会参加にとって重要な要件であると考えられる。

身体障害者補助犬法案の評価と課題

青木人志

一橋大学大学院法学研究科助教授

1. はじめに－法案を評価する2つの方法

本稿では、現在、国会（2002年2月16日現在、衆議院）で審議中の「身体障害者補助犬法案」（衆法・議案番号28）ならびに「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案」（衆法・議案番号29）の特質を指摘する。そのうえで、かりに法案が原案どおり成立したとして生じるであろう解釈上の論点と、その他将来起こりうるいくつかの法的責任問題について検討を加える。

法案の特徴を知る方法は、主として二つある。ひとつは、時間軸に沿って日本法を眺め、法案とそれ以前の法状況との違いを抽出するやり方である。これは、通時的に日本法の変化を追うのものなので、いわば「タテの評価」と言える。もうひとつの方法は、任意の外国法との対比によって、法案の特質を抽出するものである。こちらは、共時的に日本法の特質を比較法学の手法によって評価するものなので、「ヨコの評価」と呼ぶことができる。

以下、この二つの方法で法案を検討する。なお、本稿において「法案第〇条」または「第〇条」と言うときは、とくに断りがないかぎり、「身体障害者補助犬法案」（衆法・議案番号28）の条文を指している。

2. タテの評価：新機軸は何か

法案を従来の法状況と比較すると、主として次の6つの特質を指摘することができる。①②③④⑥は、「身体障害者補助犬法案」（衆法・議案番号28）に規定され、⑤は、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案」（衆法・議案番号29）に規定されている。

- ①身体障害者補助犬同伴者のアクセス保障の飛躍的拡大
- ②盲導犬・介助犬・聴導犬の定義と法的位置づけの明確化
- ③指定法人による認定制度の創設
- ④補助犬訓練者と使用者の責務を規定
- ⑤補助犬育成事業の「第二種社会福祉事業」としての位置づけなど
- ⑥国・地方自治体の補助犬の理解促進努力と国民の協力を規定

以下、この順に内容を説明する。

①身体障害者補助犬同伴者のアクセス保障の飛躍的拡大

法案の新機軸として真っ先に指摘すべきは、盲導犬・聴導犬・介助犬として認定を受けたものを「身体障害者補助犬」と総称（第2条）した上で、それを同伴した障害者の公共交通機関や公共施設へのアクセスを法律上明確かつ広汎に認めていることである（第4章）。

国などが管理する施設・事業所・住宅、公共交通機関、不特定かつ多数の者が利用する施設は、いずれも原則として身体障害者補助犬（以下、たんに「補助犬」とよぶ）の同伴を拒むことができない。不特定多数が利用する施設には、民間商店のほとんどが含まれることになろう。

これらの施設等が補助犬の同伴を例外的に拒否できるのは、「身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合」だけである。

また、法的受け容れ義務ではない「努力義務」として、民間事業主は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならないこと（第10条）、民間住宅の管理者は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならないこと（第11条）が、それぞれ規定されている。

従来、わが国の法では、介助犬・聴導犬のみならず、盲導犬ですら公共施設等への法律によるアクセス保障は十分とはいえないかった（文献①⑦⑧⑨参照）から、この点が法案の最大の目玉である。

法的に義務づけられた受け容れ規定に違反した場合、法案中には刑罰その他

特別の制裁や、救済手続は規定されていないが、補助犬同伴者のアクセス保障が明文でうたわれたことは、理論的にも重要な意味をもつ。

従来、駅ホームからの盲人の転落事故などをめぐる訴訟で障害者の「安全」をめぐって国鉄などの点字ブロック設置義務が議論されたことはある（詳細は文献③④に譲る）。

しかし、法案は、障害者の安全歩行に大きく関係する盲導犬のみならず、歩行や移動の安全とかならずしも直結しない聴導犬・介助犬の同伴も強く保障している。このことは、たんなる安全確保のための同伴を超えた「社会参加・自己実現のための同伴」が、実体法上の権利として認められたと考えるべきであろう。

法案の冒頭に置かれた、「この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。」（第1条）という目的規定も、このことを裏づけている。

②盲導犬・介助犬・聴導犬の定義と法的位置づけの明確化

法案は、これまで「法律」上の位置づけが断片的であった盲導犬や、国レベルの法律にまったく規定をもたなかった聴導犬・介助犬について、その定義や位置づけをはっきりさせた。そして、それらを総称する「身体障害者補助犬」という新しい概念を導入しているのも、新機軸である。

法案によると、盲導犬、聴導犬、介助犬の定義は、それぞれ次のとおりである（第2条）。なお、各定義中にいう「第16条第1項の認定」については後述する。

盲導犬=道路交通法第14条第1項に規定する政令で定める盲導犬であって、第16条第1項の認定を受けているもの。

介助犬=肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自

由を補う補助を行う犬であって、第16条第1項の認定を受けているもの。

聴導犬＝聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第16条第1項の認定を受けているもの。

③指定法人による認定制度の創設

指定法人による育成システムが従来から存在する盲導犬と違い、介助犬と聴導犬の育成にはこれまで国レベルの公的統制・認定制度は存在しなかった。法案（第15条）は、厚生労働大臣は省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法上の法人または社会福祉法上の社会福祉法人であって、補助犬認定業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、申請により認定を行う者として指定することができるとしている。厚生労働大臣は、その指定をしたときは、当該指定を受けた者（「指定法人」）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。指定法人の名称や事務所の所在地の変更は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならず、厚生労働大臣はその届出内容を公示しなければならない。

指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であって当該指定法人に申請があつたものについて、身体障害者がこれを同伴して施設等を利用する場合に他人に迷惑を及ぼさず適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない（第16条第1項）。指定法人は、認定をした身体障害者補助犬が、その能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない（同第2項）。

厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる（第17条）。指定法人がこの命令に違反したときは、指定を取り消すことができ、厚生労働大臣は指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない（第18条）。

厚生労働大臣は、指定法人の認定業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し業務状況に関し必要な報告を求め、当該指

定法人に立入調査・質問をすることができる。立入調査や質問をする職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（第19条）が、求めを受けても報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員に20万円以下の罰金が科される（第25条）。

なお、指定法人と身体障害者補助犬認定に関し、その他必要な事項は、厚生労働省令で定める（第20条）とされた。

④補助犬訓練者と使用者の責務

法案は、補助犬訓練者と補助犬使用者のそれ以外の責務についても規定している。

まずは訓練者の責務。補助犬を行う者（「訓練事業者」）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない（第3条第1項）。訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない（同第2項）。訓練事業者は、第3条第2項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない（第4条）。訓練事業者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない（第21条）。

なお、身体障害者補助犬の訓練に関しその他必要な事項は、厚生労働省令で定められる（第5条）。

つぎに使用者の責務である。訓練事業者同様に補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない